

中国における営業税から増値税への移行による 増値税時代のチャレンジについて

(2016年9月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

中国における営業税から増値税への移行による増値税時代のチャレンジについて

はじめに

中国の付加価値税に該当する税目には従来、営業税と増値税の2つが併存してきた。営業税は役務・無形資産及び不動産の売上高に課税されるものであり、増値税は商品の売上にあたって仕入時の増値税負担額を売上時の増値税額から控除した上で差額で納税されるものである。従って、消費に至るまでの段階が多くなると営業税の税負担が累積する構造になっている。逆に、増値税は購入・消費取引において、中間業者の仕入税額が控除できるので、税負担は最終消費者にある。また、増値税と営業税の課税対象は異なるため、1つの行為に対して双方の税が課せられることはない。しかし、同一サービスについてある地域では増値税が適用され、またある地域では営業税が適用された状況があった。さらには、同一企業のサプライチェーンのうち、ある営業税のサービスを購入する場合は増値税専用発票を取得できずに売上増値税と相殺できる仕入増値税を負担していないものの、営業税額がサービスコストに上乘せされてコストが生じる状況があった。中国政府はこうした二重課税の排除、徴税管理の最適化する目的をもって、全業界における構造的減税を図って増値税改革試験を進めることに取り組んだ。

増値税改革試験は、2012年に上海市において交通運輸業（鉄道輸送を除く）と一部の「現代サービス業」を対象に開始され、段々、全国とその他の業種へと拡大されてきた。

- 2012年：上海、北京、江蘇、安徽など八つの省・市を試験地域として増値税改革を実施
- 2013年：増値税を全国範囲に拡大
- 2014年：鉄道輸送、郵政サービス、通信業等が増値税に移行
- 2016年：不動産業、建築業、サービス業および生活サービス業等が増値税に移行

2016年3月5日、第12期全国人民代表大会第4回全体会議の政府活動報告で、国務院李克強総理が「増値税全面改革」を実施し、すべての業種に対し、企業の税負担が増加しないことを確約した。続いて、貨物・有形資産の販売・輸入、加工修理役務の提供、役務の提供や、無形資産の譲渡及び不動産の販売と、現代サービス業の発展にともなう新規のサービス等が増値税全面改革によって、2016年5月1日より増値税の課税対象として統一された。

本稿では、増値税全面改革のコンセプトを紹介し、企業にもたらすチャレンジを説明の上、主に実務面からコメントを提示する。

二、増値税全面改革のコンセプト

李克強総理は「営業税の増値税への移行は、適用する業種と仕入れ税金控除の範囲の拡大が伴われるもので……改革の成果を評価する重要な基準は、構造的減税措置が多く企業に利益をもたらすかどうかだ」との考えを示した上で、「今回の増値税改革は、積極的な財政政策の効果をもたらす。増値税全面改革は供給側の構造改革の重要な一環として、実体経済をより活気のあるものにするだろう」と強調した。

『増値税改革試験の全面的な実施に関する通達』（財税【2016】36号、以下「36号通達」）の公布を機に、2016年の中国には全面的な増値税改革が繰り広げられている。36号通達のあと、多数の

税務法規が公布されるに連れ、様々な斬新なコンセプトが導入され、全業種に多くの変化をもたらした。

1. 主な変更点

(1) 増値税率及び徴収率（仮徴収率を含める）

増値税全面改革後の増値税率は以下の通りである。

17%	13%	ゼロ税率
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 物品の販売又は輸入（13%の税率を適用する物品を除く） <input type="checkbox"/> 物品の加工・修理補修 <input type="checkbox"/> 有形資産のリースサービス 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 以下の物品の販売又は輸入（列挙）： <ol style="list-style-type: none"> 1. 穀物、食用植物油、農薬 2. ガス、水道水 3. 図書、雑誌等 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 物品輸出 <input type="checkbox"/> 国際運輸及びフローサービス等
11%	6%	3%
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 以下のサービス提供： <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通運輸 2. 郵便 3. 基礎電信 4. 建築 5. 不動産リース 6. 不動産販売 7. 土地使用権の譲渡 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 17%税率を適用しないサービス（列挙） <ol style="list-style-type: none"> 1. 付加価値電信 2. 貸し付、金融手数料、保険等 3. 旅行娯楽、教育医療、文化体育、飲食宿泊、住民日常等 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 小規模納税者（不動産販売又はリースと関係しない場合） <input type="checkbox"/> 4月30日以前に着工した高速道路を通行する高速道路料金 <input type="checkbox"/> 旧プロジェクトの建築サービス <input type="checkbox"/> 「清包工」と「甲供」の建築サービス
		5%
		2%
		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 旧プロジェクトの不動産販売・不動産リース
		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一般納税者が県（市）を跨って建築サービスを提供し、一般課税方式を適用する場合に、建築サービスの発生地税額を予納する時の適用税率

(2) 売上額の控除

増値税の計算ベースとなる売上額は、原則として納税者が課税対象行為の対価として取得する代金総額とその他の費用によって確定される。ただし、36号通達では、特定の状況において、納税者は代金総額および代金以外の費用から特定の項目を控除した後の残額を売上額とすることができると規定している。これは、ほぼ営業税の中の「差額課税」の概念の続用となる。適用する主な項目を下表で列挙する。

課税行為	控除可能項目
仲介代理サービス	委託者から受領し、代理で支払う政府性基金あるいは行政事業性費用
人民銀行、銀行業監督管理委員会、あるいは商務部の認可を得てファイナンスリース業務に従事する納税者が提供するファイナンスリースサービス	支払った借入利息（外貨借入金および人民元借入金の利息を含む）、発行債券利息および車両購入税
旅行サービス	旅行サービスの購入者から受領し、その他の組織または個人に支払った宿泊費、飲食費、交通費、ビザ費、入場料およびその他の旅行企業に支払った旅行費用
人材派遣サービス（簡易課税方式を適用する場合）	派遣社員への支払い済み給与等
建築サービス（簡易課税方式を適用する場合）	支払った下請代金
不動産を自ら開発する場合以外の増値税処理	不動産の購入原価または取得時の価格
一般納税者である不動産開発企業が開発した不動産の販売（簡易課税方式を選択適用する旧プロジェクトの不動産を除く）	土地を譲受したときに政府部門に支払った土地代金
航空運送	空港建設費とその他の航空運輸企業から代理で受取った客代

なお、差額ベース方式を採用する際、納税者に納税申告要件を遵守するために裏付けとなる証拠の取得が要求される。

(3) 一般納税者に簡易課税方式の適用

36号通達によれば、小規模納税者に簡易課税方式が適用されるほか、一般納税者が特定のサービスを提供する場合にも、3%の徴収率に基づく簡易課税方式を適用することができる。36号通達の規定に基づき、建築業・不動産販売（自ら開発する場合を除く）・不動産リースの納税者が簡易課税方式を適用する場合、取得した代金総額および代金以外の費用から支払った下請代金を控除した後の残額を売上高とする。

※建築サービス中の「清包工」と「甲供」※

以下のサービスを提供する場合、建築企業が控除できる仕入税額は限られている可能性があることから、より低い徴収率の適用によって建築企業の税負担を減じるために、このような規定が設けられたと考えられる。

- 「清包工」方式で提供する建築サービス

当該方式では、施工者は建築工事に必要となる材料を購入せず、あるいは補助材料のみを購入し、人件費、管理費あるいはその他の費用のみを受領する。

- 「甲供」工事で提供する建築サービス

当該工事では、全部または一部の設備、材料、動力を工事の発注者が自ら購入する。

※旧プロジェクトの建築工事・不動産販売・不動産リースサービス※

36号通達により、旧プロジェクト（注）の建築工事・不動産販売・不動産リースサービスに経過措置を与え、簡易課税方式を適用する。

注：旧プロジェクトとは、以下を指す。

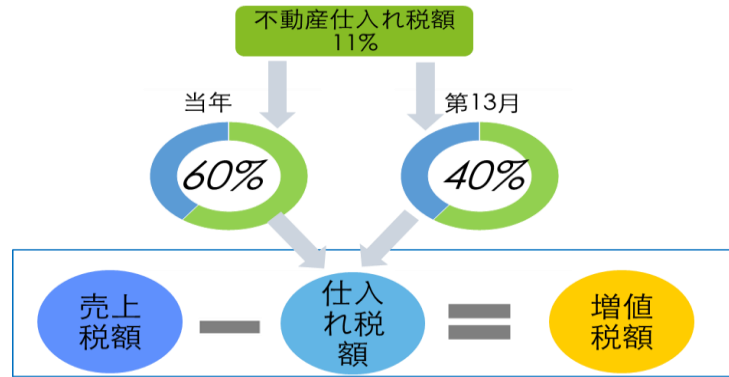
- 「建築工事施工許可証」に記載された契約の着工日が2016年4月30日以前の建築工事プロジェクト
- 「建築工事施工許可証」を取得していない場合は、建築工事請負契約に記載された着工日が2016年4月30日以前の建築工事プロジェクト

		旧プロジェクト		新プロジェクト	
		一般課税方式	簡易課税方式	一般課税方式	簡易課税方式
建築工事	一般納税者	11%	3%	11%	不適用
	小規模納税者	不適用	3%	不適用	3%
不動産販売	一般納税者	11%	5%	11%	5%
	小規模納税者	不適用	5%	不適用	5%
不動産リースサービス	一般納税者	11%	5%	11%	不適用
	小規模納税者	不適用	5%	不適用	5%

一般納税者である企業が上記の簡易課税方式を選択適用する場合、仕入税額は控除できない点に留意が必要である。

(4) 不動産購入時の仕入増値税について2年間に渡る控除

一般納税者が2016年5月1日以降に取得し、且つ会計上、固定資産として計上した不動産、あるいは2016年5月1日以降に取得した不動産の建設中工事は、特殊な場合を除き、取得した日から2年間にわたり、その仕入税額を売上税額から控除することができる。増値税専用発票を取得した当月の控除割合は60%、増値税専用発票を取得した当月から13カ月目の控除割合は40%である。この政策により、不動産を購入する企業の売上税額から控除できる仕入税額が大きくなり、当該企業の納付税額は小さくなることが期待される。特に、控除可能な仕入税額が限られている企業にとって、その効果はより明らかであろう。現在の不動産市場の趨勢、および不動産投資のもたらす価値増大効果を考えると、この不動産に係る仕入税額控除の政策は商業不動産の販売を促進する可能性がある。



(5) 仮徴収

建築業者及び不動産販売・不動産リースに従事する納税者が県（市）をまたがってサービスを提供することがよくある。これまで、納税者が上記のサービスを提供する場合には、サービス発生地・不動産の所在地の所轄税務機関で営業税を申告、納付しなければならなかった。増値税全面改革の実施後は、納税者が県（市）をまたがって建築サービス・不動産販売・リースサービスを提供する場合、サービス発生地・不動産の所在地で税額を予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行うことになる。

(6) 「完全に国外で消費」のクロスボーダーサービス

国外組織に提供する、完全に国外で消費される以下のクロスボーダーの課税行為に増値税ゼロ税率を適用する。

- 研究開発サービス
- 契約エネルギー管理サービス
- 設計サービス
- ラジオ、映画、テレビ番組（作品）の製作および配給サービス
- ソフトウェアサービス
- 回路設計およびテストサービス
- 情報システムサービス
- 業務プロセス管理サービス
- オフショアアウトソーシングサービス
- 技術譲渡

国外組織に提供する、完全に国外で消費される以下のサービスおよび無形資産に増値税免税を適用する。

- 電信サービス
- 知的財産権サービス
- 物流補助サービス（倉庫保管サービス、集配サービスを除く）
- 検証・コンサルティングサービス
- 専門技術サービス
- ビジネスサポートサービス
- 広告投入地が国外である広告サービス

- 無形資産

「完全に国外で消費される」とは、次のことを指す。

- サービスの実際の受け手が国外にあり、かつ国内の物品および不動産と関連しないこと
- 無形資産が完全に国外で使用され、かつ国内の物品および不動産と関連しないこと
- 財政部および国家税務総局が規定するその他の状況
-

(7) 混合販売の定義の変更

36号通達では、混合販売について、一つの販売行為がサービスにも物品にもかかわる場合は混合販売と言う。主として物品の生産、卸売または小売に従事する組織または個人経営者の混合販売行為は、物品販売として増値税を納付する。その他の組織または個人経営者の混合販売行為は、サービスの販売として増値税を納付する。

2. 影響

建築業、不動産業、金融業、生活サービス等は全体の国民経済の中で重要な地位を占めているため、36号通達が発効した後の増値税全面実施によって、増値税改革に納税者の関心が集められてきた。また、36号通達によって導入される新たな増値税率、売上額の計算方式、単純課税方式の適用対象、仕入税額の控除及び予納税金の計算方法等は全業界に大きな影響を与えた。更に、新たなコンセプト（「旧プロジェクト」、「完全に国外で消費」と混合販売）等に関する36号通達と続きの補充法則規定の解説をめぐって議論されている。そのため、関連業務に関わる納税者は、今後の実施細則に注意する必要があると考えられる。

三、増値税全面改革後の税務管理面でのチャレンジ

2016年5月1日より、増値税全面改革が全国に拡大され、新たな4業種（生活サービス・建築・不動産・金融）は増値税の課税対象に加えられた。増値税範囲に新規参入の4業種にとって、増値税の取り扱いを一刻も早く把握する必要がある。全ての業種にとって、増値税全面実施によって、事業サイクルのすべての段階で仕入増値税額を控除することができるようになった。特に、上述の4業種に属するサプライヤーとの取引がある企業にとっては、減税効果が期待される。

一方で、多種類の税率設定、一部業種に対する経過措置の実施、更に不動産購入の期間分け仕入れ税額控除等の新コンセプトの導入から見て、増値税体系が複雑化した。そのため、全業種に対して、納税方式や業務作業方式及び納税管理の政策動向を続きフォローしていく必要がある。

1. 新規の4業種に対するチャレンジ

(1) 生活サービス業

※高まる税務コンプライアンスの要求※

生活サービス業の納税者は数が多く、規模の大小や会計計算能力に大きな差がある。小規模納税者に該当する納税者は増値税仕入税額を控除できず、且つゼロ税率等の優遇策を適用できない。3%の税率を用いて税額を算定する簡易課税方式になる場合、営業税の課税方式に類似している故、コンプライアンスの要求が高まることはないと思われがちである。しかしながら、「増値税コンプラ

「イアンス＝増値税発票管理」だと言われるように、小規模納税者にも、増値税発票を発行する必要があり、特に全業種が増値税課税時代に入ると、川下の企業から増値税専用発票の発行（所轄税務機関に代理発行を申請する）を要請される可能性が高い。そのため、小規模納税者にも増値税コンプライアンスの要求をどのように満たすかという課題がある。

同時に、一般納税者については、税法規定に基づいて、会計計算が健全で、正確な税務資料を提供できるという一般納税者の基準を満たすこと、且つ顧客の多くは個人消費者であるため、いかに効率よく、適切に増値税専用発票を発行し、顧客のニーズを満たすかということが、一般納税者の生活サービス業の企業にとっての難題となる。

また、地域をまたがって経営する企業の管理の下における各店舗は、それぞれ独立した「増値税納税者」として存在する必要がある。大型のホテルチェーン、飲食チェーン、教育機関等は地域を跨って各店舗を設置する前、その業態の収入と支出の規律をよく把握し、どちらの納税者身分（小規模納税者又は一般納税者）として増値税負担が低くなるかを課題とすることを提案する。

※業態、地域を跨って経営する場合の税務処理※

生活サービス業には、業態をまたがって経営する企業が多くある。例えば、ホテル経営企業は宿泊サービスの提供による収入のほか、飲食、娯楽（例えば、カラオケ）、土産品販売、会務活動のサービス収入および駐車場収入等も得る可能性がある。現行の増値税規定によれば、このような企業は提供するサービスの種類に基づいて、各課税対象項目に属する収入をそれぞれ計算し、且つそれぞれの増値税税率を適用して、納付税額を計算する必要がある。このような企業の会計計算および税務処理に関する要求はより高くなる。

同時に、各種のサービスに係る購入者側の税務処理も、業態をまたがって経営する企業に影響を与える可能性がある。例えば、ホテル経営企業では、顧客が購入する飲食サービスおよび娯楽サービスは仕入税額控除の対象とならないが、その他のサービス（例えば、宿泊サービス）は仕入税額控除の対象となる可能性がある。そのため、ホテル経営企業はそれぞれのサービスに対して異なる発票を発行することが必要になるかもしれない。このことも、企業の税務管理上の複雑性を増すことになるだろう。

また、生活サービス業の業者には、消費者の購買意欲を高めるため、優遇やプレゼントを与える販売促進活動を行う例が多くある。2016年5月1日以降、増値税に適用する生活サービス業の業者は、自家生産、委託加工或いは買い入れた物品を、無償でその他の単位または個人に贈与する際、物品販売と見なされ、増値税を申告・納付する義務が付けられている。そして、ポイントやポイントカード、プリペイドカード等の販売は生活サービス業において広く用いられていると理解し、会計計算および税務処理を最新の増値税政策に従って、適時に相応の調整を加えていくことを提案したい。

(2) 建築業

※今後利益が圧迫される可能性がある※

建築業に適用される営業税税率は3%であったのに対し、増値税改革試験の実施後に適用される増値税税率は11%である。また、営業税は内税であったが、増値税は外税である。もし建築企業が価格の調整を通じて増値税の負担を川下の企業に転嫁することができなければ（すなわち、価格は不変であると仮定する）、11%の売上税額を除いた後の営業収入は、増値税改革試験の実施前における営業税控除後の純営業収入を大幅に下回ることになる。一方、原価について見ると、建築業の

原価に占める割合が大きい人件費、材料等の支出は、実務上、増値税専用発票の入手が難しい場合がある。そのため、税率の上昇がもたらす税負担の増加を仕入税額の控除によって緩和することはできないかもしれない。よって、営業税の下でも利益の薄かった建築企業は、少なくとも短期的には、増値税改革試験の実施によって更に利益が圧迫される可能性がある。

同時に、増値税改革試験の実施後、建築企業の購入する原材料、固定資産等の資産項目については、会計上、原価から仕入税額を控除することになるため、資産の帳簿価額は従来よりも小さくなる。ゆえに、企業の資産構成にも変化が生じるかもしれない。

※原価および税務管理に関する課題※

増値税改革試験の実施後は、各原価または費用支出に係る仕入税額が控除の対象となるか否か、およびその具体的な控除金額が、建築企業の全体の原価に影響を与える。よって、建築企業が入札を行う際、プロジェクトの施工過程における控除可能な仕入税額を予測しなければ、工事原価を正確に見積もることはできない。このことは、今後の建築企業の入札作業をより複雑なものにするであろう。

その他、建築業者の経営モデル（下請負）による契約レビュー及び下請代金に対するコンプライアンス管理を強化することが必要になる。また、建築業の原価構成（材料・設備コスト、資金調達コスト、設計コスト、労務コスト）から見て、増値税発票の管理にかかわるリスクに対する留意が必要である。

(3) 不動産業

※短期的には不動産企業の増値税負担に与える影響は小さいものの、長期的には増値税負担は増加する可能性がある※

不動産業は開発周期が長く、資産が大きく、更に複雑で所要資金額も大きいといった特徴を有する。36号通達では、不動産業のこのような特徴を考慮し、旧プロジェクトの不動産および旧不動産に対して経過措置が設けられた。このような経過措置の下で、短期的に不動産企業の増値税負担はほぼ同水準となるか、あるいはやや小さくなる可能性があり、営業税から増値税へのスムーズな移行を果たすという政策策定部門の要求を満たすことになる。ただし、長期的に見れば、不動産の新プロジェクトには11%の税率が適用され、且つ不動産開発原価のうち一定割合を占める人件費や利息支出は仕入税額の控除を受けられないことから、将来的に不動産企業の増値税負担は増加する可能性がある。

※土地代金を売上代金から控除する場合の課税方式選択※

36号通達の付属文書2（「営業税に代えて増値税を徴収する試験の関連事項に関する規定」）では、従来から不動産開発企業が関心を寄せてきた土地代金の処理問題について明らかにしている。すなわち、一般納税者である不動産開発企業が自ら開発した不動産を販売する場合、土地を譲受した時に政府部門に支払った土地代金を売上代金から控除して、課税標準となる売上額を計算することができる（簡易課税方式を選択適用する旧プロジェクトの不動産を除く）。

現在、政府部門が受領する土地代金は増値税を納付する必要がなく、土地代金に係る仕入税額の控除は生じないことから、このような処理は不動産開発企業にとって望ましいものと考えられる。しかし、不動産開発企業が旧プロジェクトの不動産に対して簡易課税方式を選択適用する場合、5%

の徴収率が適用されるものの、土地代金の控除はできないことに留意しなければならない。関連する企業は課税方式の選択が増値税負担に与える影響に注意する必要がある。

※不動産開発企業は課税方式を選択する時の増値税管理※

不動産開発企業は旧プロジェクトの不動産に対して、一般課税方式と簡易課税方式のいずれかを選択適用することができる。2つの課税方式にはそれぞれ優劣がある。不動産開発企業は旧プロジェクトの不動産に係る今後の仕入税額を見積もり、自社における増値税管理の水準も考慮した上で、いずれを選択するかを決める必要がある。

旧プロジェクトの不動産には様々な状況が存在する可能性がある。例えば、まだ着工していないもの、工事の進捗が緩慢で、今後に多額の仕入税額が発生すると見込まれるもの、工事は半分以上進んでいるが、なお多くの仕入税額が発生し得るもの、竣工が近いもの等である。不動産企業は旧プロジェクトの不動産がいずれの段階にあるかを理解し、今後発生する可能性のある仕入税額と将来の販売予測に基づき、一般課税方式と簡易課税方式の下での税負担を比較するとともに、各課税方式の管理上の要求も考慮した上で、適切な課税方式を選択しなければならないことを留意する必要がある。

(4) 金融業

※従来の営業税の優遇政策が基本的に踏襲されているがまだ明確ではない事項が多くある※

金融サービス業の税負担を増加させることなく、スムーズな移行を果たすために、金融サービス業に対する営業税の免税政策のほとんどが踏襲され、これまで営業税を免除されていた取引は増値税も免除される。

一方、金融サービス業の業務は複雑であり、当該業種特有の特徴を有している。全体として見れば、金融サービス業に係る増値税改革試験の政策には、まだ明確ではない事項が多くある。当局は財税[2016]70号1通達が今までの営業税規定を踏襲して、36号通達の関連の内容を補充するように、金融サービス業の増値税処理の明確化に進めているが、営業税の対象であったときと比べると、その範囲はなお狭い。所轄税務機関の増値税実務の動きを注視する必要がある。

※課税対象を明確化した実務運用上のリスク管理が複雑※

「利息収入」を例にして説明する。増値税全面改革の実施後、銀行貸付の利息収入に対しては増値税を納付することになる。従来の営業税制度の下で、各地の税務機関、納税者の利息収入に対する理解と定義付けには差異が存在していたため、各銀行が営業税を納付する際の「利息収入」の計算基準も一律ではなかった。36号通達では貸付サービスを、“資金を他人の使用のために貸与し、利息収入を取得する業務活動”と定義し、多くの実務上よく見られる利息収入を列举して、これらを一律に課税対象となる“利息収入”の範疇に含めており、“利息収入”の具体的な範囲について改めて定義付けがなされたことから、増値税改革試験の実施後は、各銀行の課税対象利息の認定範囲が変わり、実際の税負担にも変化が生じる可能性がある。

¹ 「金融機関の同業者間取引に係る増値税政策に関する補充通達」（財税[2016]70号）

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2202213/content.html>

2016年6月30日発布

2016年5月1日より施行

借入利息支出に対応する仕入税額は控除できないため、銀行は増値税改革試験の実施後、借入人に対しては増値税専用発票を発行しなくてよい。一方、企業顧客と金融同業者が支払う各種の手数料あるいは手数料の性質の費用（貸付サービスと直接関連するものを除く）に対応する仕入税額は控除できることから、多くの企業顧客と金融同業者は銀行に対して増値税（専用）発票を発行するよう求める可能性がある。どのように効率的且つ適切に増値税専用発票を発行し、顧客のニーズに応えるかは、銀行業にとって、業務フロー、内部統制及びシステムの変更等を如何に評価し、業務運営および管理のプロセスのレビューから、増値税発票の管理、仕入税額控除の管理に関する制度を如何に策定することが重要な課題になる。

2. 増値税全面改革が全業種に求められる対応

(1) 増値税コンプライアンス体制の整備

増値税改革試験が全面的に実施された後、元増値税納税者も税制移行によるコンプライアンス体制の不備がないかを確認する必要がある。特に新税法の発行には、常に旧制の改定を伴う。特に営業税と増値税が併存していた2016年の前半における納税申告、発票管理のコンプライアンスリスクがないかを確認する必要がある。

同時に、税法のアップデートを常に把握して、所轄税務機関及び税務専門家とのコミュニケーションを保つことを提案する。例えば、従来の増値税控除制度では、納税者が増値税専用発票を取得した当期に全ての仕入れ増値税額の控除の申請が可能だが、新たに取得した不動産の仕入税額控除の処理には、会計上や納税申告上でいくつかの実務的な問題も発生するとみられ、納税者は注意を払う必要がある。

更に、36号通達では、貸付業や旅客運送サービスやケータリングサービス、居住者日常生活サービス、娯楽サービスに係る増値税は、控除できないことが規定されているが、出張宿泊で取得した増値税専用発票で仕入控除ができる。一方で、飲食費の増値税仕入税額が控除できないところから、ホテルから宿泊料金と飲食料金を区分した増値税専用発票を発行してもらったかに留意する必要がある。

(2) サプライヤーとのコミュニケーション

企業が増値税改革によって受ける影響を理解し、サプライヤーと十分なコミュニケーションを取ることが必要になる。4業種に属するサプライヤーと取引する際、サプライヤーの定価規則（値上げ、代金と税金の分離表示）の変化を注意しなければならない。同時に、増値税発票の発行書類（専用発票か普通発票か）と発行義務などを事前に契約書などに入れることを提案する。

終わりに

以上のように、ここ数年にかけて実際されてきた増値税改革により、様々な業種に対する変化がもたらされた。納税者としては、増値税と営業税との仕組み及び徴税管理上の異なりを理解し、会計計算、税務申告、発票管理について再整理し、契約書を含め、内部統制及びシステムの変更に関する基本的な対応案を策定し、できる限り増値税改革試験に関する研修を実施することによって企業は業務運営モデルの最適化を図ることが求められる。

* * * * *

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が現地会計士事務所徳勤華永会計士事務所（デロイト・トゥシュ・トーマツ北京事務所）に作成委託し、2016年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび徳勤華永会計士事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび徳勤華永会計士事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO